

●荒川上流ダム再開発事業の概要

目的

1. 荒川における洪水調節機能の増強
2. 流水の正常な機能の維持の増進

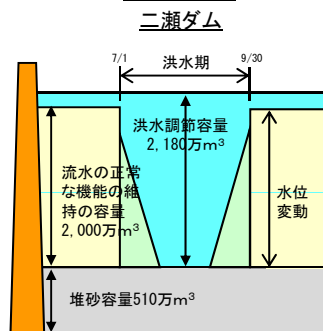
なお、上記と併せて二瀬ダム管理上の課題を解消

事業経緯

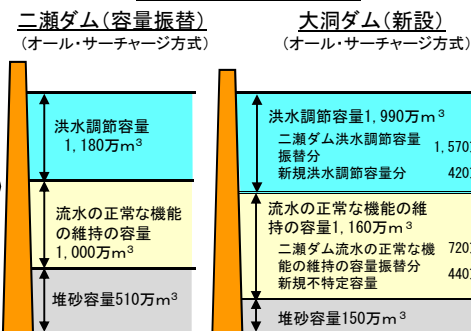
- ・実施計画調査着手 平成 7年4月
- ・河川整備基本方針策定 平成19年3月



【現況】



【事業実施後】



●事業の必要性等

①荒川における洪水調節機能の増強について

- ・ ②で後述する理由により、本事業による流水の正常な機能の維持の増進の必要性はなくなったことを前提に、洪水調節機能単独ダムとしての大洞ダム案と、大洞ダムによらないその他の治水対策で対応する案について、荒川水系において戦後最大規模の洪水を対象に、同等の洪水調節効果として比較した場合、荒川の広大な河川敷を活用した洪水調節による治水対策を実施の方がコスト面で有利となることを確認した。

なお、最適な治水対策案は、今後荒川水系河川整備計画策定過程で定めていくこととする。

②流水の正常な機能の維持の増進について

- 平成19年3月に策定された荒川水系河川整備基本方針の策定過程を踏まえて、流水の正常な機能の維持に必要な流量の検討を行った結果、既存施設において必要な流量の確保が可能であることを確認した。

二瀬ダム管理上の課題について

- ・ 上記の目的と併せて解消を図ることとしていた、二瀬ダム管理上の課題への対応については、ダム管理を実施する中で今後調査・検討を行うこととする。

●県への意見聴取結果

埼玉県への荒川上流ダム再開発事業の対応方針(原案)に関する意見聴取結果は下記のとおり

対応方針(原案)について異存ない。

しかしながら、代替案として示された広大な河川敷には地権者を始め関係者が多くいることから、今後、事業化に向けて検討する際にはこれら関係者と十分に調整して頂きたい。

県民の安心安全を確保するためには、荒川の治水安全度の向上は必要不可欠である。引き続き効率的、効果的に荒川の治水対策を進めていただきたい。

●関東地方整備局の対応方針(案)

荒川における洪水調節機能の増強は、戦後最大規模の洪水を対象にした場合には、荒川の広大な河川敷を活用した洪水調節による治水対策を実施する方がコスト面で有利であることを確認したこと、また、流水の正常な機能の維持の増進は、既存施設において必要な流量の確保が可能であることを確認したことから、荒川上流ダム再開発事業は中止することが妥当と考えられる。

なお、荒川水系河川整備基本方針の目標達成に向けた将来的な対応を検討する際には、荒川上流ダム再開発事業の治水対策も選択肢から排除することなく検討する。